

かた方より支払うとして、一つは設計監理料として全額支払
合の、それ以外は全然支払わないという方式と、もう一つは設計
監理料のほか現場監督料としての人件費は別に支払うという
方式かあるという。後者の場合に拘るつもりと、どちらが良いか
ということについて検討したところ、支払うべき設計監理料
のほかに現場監督員の給料を支払うということとを、検討し
おいては、どちらでも同じで支払うべきか、これ現場監督員として
義務づけるとお勤度と置いて毎日出勤させることか、それかという
利点があります。現場監督員の給料は別に支払うという方式
を取ったわけは、生活改善センターと後援庁舎を合せて考えま
すと生活改善センターの方の、一月早く現場監督員を月三万円
におき、新庁舎建設が始まりましたと、改善センターと新庁舎を
月六万円を支払うことになり、これは第1年補正で



組人にお知らせするところ、この米のほどお願いをいたします。
一、二番山下幸三君
最初生活改善センターにげから三万円
で、新庁舎が始まりました。六万円というところ、生活改善セ
ンターは新庁舎が完成する前に、さあめをわけますから
当然、それにする金はあつてもいふべきことと思ふ。まず、
一、助役(篠崎俊夫君)
言葉が足りません。申し訳ないの、まずか
最初、西村設計事務所とは庁舎の契約を結んだのを知ります
が、月六万円現場監督をするところになったわけは、その後
改善センターの問題が、出てきた。それから、生活改善センターの
方が、一月早く監督員も毎日来てくつわけます。しかし
庁舎に比べて改善センターの方が規模も小さいのだから、新庁
舎に着工したら、生活改善センターはサービスして、そのかわり
庁舎の着工前は六万円を支払うという、その半分の三万円を

支払う……ということに適合いかつゝ次第でござります。

「了解」と呼ぶ者あり」

一議長（石川信義君）　これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第七号は原案通り決すべく

ご賛成ありませんか

「賛成なし」と呼ぶ者あり」

一議長（石川信義君）　ご賛成なしと認めます。さうで議案第七

号は原案通り可決いたしました。

一議長（石川信義君）　日程第五契約締結について議案第八号

を議題に供します。事務局長として議案の説明をいたします

ます。

（町田議会議務局長朗読）省略

一議長（石川信義君）　理事者から提案理由の説明を求めます。

澤生町議 会

一助役（篠崎俊夫君）　議案第八号契約締結について説明申し上げます。

まず、後場の事務改善に必要で事務機械の購入についてお示しは、

関係予算の上提、その他でソウソウご説明申し上げた通りでござ

います。本県部会を通り都から三百八十八万円の補助金が参り

まして、合計で百六十五万四千四百円の事務機械等を購入いたし

たいと存じまして本県を提出した次第でござります。

事務機械の品名、金額は別表の通りでござります。そのうち

会計機械一番大きな金額でござりまして、又最も重要でござい

ますので、こゝにつきましては総務委員会に皆さんにも東京市が

行方不明でござり、検討したところの結果、バローの会

計機を購下しようというところ決定した次第でござります。

その他についても見積り価格のござりますものは見積りをとると

次第でござります。又会社と契約する時は事務改善の課長以

外に担当の係長にも一箇人行かせ等、その配属は、
わけがございまして、事務改善とす方には、
必要と存じまして、ご提案申し上げ、大次第でござい
ますので、
しくご可決のほどお願ひいたします。

一議長（石川信義君）　　二ふさり質疑を行へます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）　　二ふく質疑は終了します。

おはかりいたします。議案第八号は、
東京通リ決す方、ご異議
ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）　　ご異議なしと認めます。さうで議案第八

号は、東京通リ可決いたします。

一議長（石川信義君）　　日程第六、契約締結同意方、ついで議案第九

号も議題に供します。事務局長をして議案の朗読をいたさせます。
（町田議事事務局長朗読）省略

一議長（石川信義君）　　理事者より提案理由の説明を求めます。

一助役（川口金吉君）　　議案第九号、契約締結同意方について説明申
し上げます。その一とその二に別れてあります。その一についてご
説明いたします。これは補助道である線の改修工事でございます。
して、第二小学校の西側を通る道路でございます。いわゆる都道
から第二小学校に向い工業学校までの改修であります。現
在のものは、巾九尺であります。これを六米にひろげ、その延長
としては三百十五米あります。これについては全線をやめるので
なく、本年夏は都道から百九十五米あたりまで、第二小学校と
所までと、それから国道から工業学校に向く所、二十米をやめる
わけでございます。これを合せて三百十五米ありますというところで、

ふいふし型側溝と甲蓋をつけ、夫より一月を要す。五社によつて入札を行はせしむところ秋多町の小林土運に落札したわけだ。たゞ手便契約を結んでおる次第でございませう。工期といたしましては五月十日で、この工事は百五十坪内の都の補助金を予定してあります。

次にその二は長沢地区内の側溝改修工事でございませう。現在軒先で、これより五米道路にしようということだ。その総延長は三百平米あり、側溝部分として百五十米、甲蓋が百五十米、し型が三百平米、石積工百五十平方米は神明様の所が今後側溝する方といたしまして、細かなわけありませう。石積しようというところだ。夫より一月を要す。三社によつて入札をせしめしむところ富を見建設さんか落札し、この工期は五月十日となつておるわけでありませう。以上よろしくご審議

のほどお願いいたします。

一議長（石川信義君）　これより質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）　ふいふで質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第九号は東京通りに決する方に異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）　ご異議なしと決ります。さうで議案第九

号は東京通りに可決いたします。

一議長（石川信義君）　日程第二の契約締結について議案第十号を

議題に決します。事務局長として議案の相談をいたさせます。

（所用議案事務局長相談）省略

一議長（石川信義君）　理事者から提案理由の説明を求めます。

一、助被(川邊金古石)

議案第十号 契約締結の旨を説明せしむ

たいと存じます。その一、その二、その三、その四と云つて別々でありませう。その一は水道管の埋設工事などございまして、これは昨年末付帯工事でもつゞやつておわけです。それにとりまして、今回商校はもちろん、能川田地の配水も是れないうわけをございます。その延長は四百六十米、適化栓は五カ所あるわけですが、それについて社をもつておれさうなところ、八月五日をもつて石川工業さんへ連絡しなわけがあります。この工期と云ふことは、契約後五日以内と云ふわけがあります。

火くらのふいふいすか、これはな美ヶ丘の配水管埋設工事の
ふいふすか、從來な美ヶ丘方面に給水しておつたのは福生病院
から北に向つて給水としておつたわけすか、北側は非常に高直
くなるおちとして夏筈になりすと給水はよくなるという

關係もござりますし、又都營住宅の北側に分譲住宅がある、路
水に因つておるわけだ、従ひまして都營住宅を通り、分譲住宅
を通つて如美ヶ丘にもつていけば、その周辺の住民も大変助か
るのではなからうかと思ふわけでありまして、如美ヶ丘の人達
に知らせして井上から給水されますので、水のほそくなること
いふことはなく、困ることはないと思ひます。これについて来る
二月七日に大社でもう一本井を掘らせたところ五十五万円が
新設設備なんかで賸したわけだ、ござりますか、その延長の四百五十
米九十とあるわけあります。

その三は第三水端から第四水端デイスル用ケーブル埋設工事なり
此を以てして、第三水端に自來電線を敷設せしむ關係上、これ
りケーブルを施設するゆへに、是より延長が三百四十ミ、六米及び
がソナード、これは福生公園の上を通つて町邊グラウンドの南倉から

水取に行つておるわけだ、ふんけ土佐電業さん、お方は内田
電氣さん、福生電業さんにもお案内をされしエボオして不礼とい
ひしたわけだ、ふんけも土工の事業が非常に多いわけだ、こ
うした人達から辞退する旨の通知を受けたりおられたので、従
来福生電業さんと隨意契約を結んで仕事をやっていたが、今
度も改訂金額の面でふんけ契約でございしたわけだ、ふんけ認めて
して六十万円に契約したという事でございして、よろしく
ご審議の上、三件ともご可決の事なことをお願ひ致します。

一議長(石川信義君)

ふんけより質疑を行います。

一、二番(山下幸三君)

ふんけより助役から説明をされたが、ふんけが、最
近の福生町の住宅増加状況等から比較して今回のように配水管
埋設工事の着々と行なわれ、今日において、特に今後乾燥期
を迎え水道の使用量は非常に多くなるものかと思ひます。やう

した時期において現状の水取の保有量からこの夏に向つて支障
はないかどうか聞きたいと思ひます。

一、水道課長(高木求君)

ふんけよりのご質疑につきまして、わが町の水道事

業も着々と進行、現在第三期拡張工事も大体完了しようとして
いるわけだ、ふんけより、ご承知通り深井戸は現在第一から第六まであ
りまして、ふんけの貯水量は八千トンから八千五百トン程度で、昨年の
状況はと申しますと、一番使用量の多い八月が一日に六千トン位で
本年夏は給水人口を二万六千人位として一人当り一日二百五十から
二百七十五リットルといたしても、四千三百トンから四千五百トン
位でありまして、計画貯水量からすれば概ねだということだ
と思ひます。

一、二番(山下幸三君)

ふんけより、さういふと、今後の人口増からいふとも
本年夏は給水関係は支障をきたさないか、順調にいふと

ことをすか。

一、水道課長（商水求君）

昭和二十八年夏に於いては支障はないと存
います。

（了解と呼ぶ者あり）

一、八番（斎藤真一君）

わが町の水道事業も着々と全域にわたリ

おしえられ、先般取組みの地区から大災が発生しおしえられ、水
道管を埋設する際、こうして町に消火栓を必要とせられたい
だらと思っております。特に取組みの地区は消火栓が少ないようと思
います。今後どういう点は是非お願いしたいと思います。

一、水道課長（商水求君）

ただいまの点でございそうですが、取組も

配水管の能力等を勘案しおしえて、配水管が着くところも
良いという点ではないわけだ。消火栓が十粒や二十粒の管
では、消防自動車は何台もきて、そこで止めても十分使用が



できたいという点とを交え、又埋設してある本管の流量という
ものもある程度制約がございするのでもやはり消火栓を必要と
することはどうかと思っております。第三次計画も近々着工しなければ
ならないと思っておりますが、その点についてはさらに技術的に今後
検討してございしたいと思います。

一、八番（斎藤真一君）

ただいまの説明では一つの消火栓に何台も

の消防自動車から水と使用するのはいかがという点とを述べたが、先
日の火災も消防自動車もきつても遠くを走らなければ消火栓が
つかない大変苦勞をしたわけだ、そういう時に近く
に消火栓があれば助かると思っています。

一、三十三番（大久保一朗君）

水道の埋設について要望していただきたいと思

います。が、配水管を埋設した後、すぐには百五十粒の管をナメな
ければならないという点とをしなければならぬので、そういう点

は理事制の十分連絡をとる。町の将来計画と十分ありつ
いて、御来毎のないうにやつマシクさといふ思ひます。

一議長（石川信義君） ふいふ質疑と終結いたします。
おはかりいたします。議案第十号は原案通り決する
に、異議ありませんか。

（異議なしと呼称あり）

一議長（石川信義君） 異議なしと決ります。さうで議案第十
号は原案通り可決いたします。

一議長（石川信義君） ここで暫時休憩いたします。

休憩、午前十時二十分

開議、午前十一時四十分

一議長（石川信義君） 休憩前に入りました総会議を用います。

日曜第八種生所課に関する条例の一部を改正する条例案議

案第十号も議題に供します。事務局長として議案の朗読を
いたさせます。

（所用議案事務局長朗読） 省略

一議長（石川信義君） 理事制から提案理由の説明を求めます。

一助役（藤崎俊夫君） 議案第十号、種生所の課に関する条例の一部
を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議会の非常力ご協力のおかげであります。役場の事務改善につ
きましては昨年の六月、総務課に事務改善係と新設いたしまし
て鋭意施策を続け、今日まで進んでおります。また、ま
事務改善の第一段階として三月一日から、定は事務の
一本化、事務の機械化と実施する方針を定めて、久々の
全力をあげてこの準備をいたして、おかげで進んでおります。
ふいふのことは、定は事務の一本化のため、住民課の新設と、事務機



機械のたけに、総務課に新入の機械管理係を設け、必要に迫らば
 地方のふぶき等。又三月一日の第一改訂の事務改善案に
 ありしより、引き続き、総務管理、文書管理等もふぶき等
 へ実施されたいと承て、地方のふぶき等にして、そのたけに
 予算事務、月及事務、管理事務等と所掌されしより、総務
 課の新設と、現にありし、総務課の文書管理等元来、強化
 するに専ら生じて参つたのふぶき等。従つて三月一日から
 総務課と住民課の二課を新設されたいと本案を提出した次第で
 あります。内容については、説明申し上げると、まず第一、
 町役場内次の課を置くとして、新入の総務課と住民課
 の二課を新設するのと、ともに、第二、元々は、総務課と住民課の
 改組に、これをして、たけに、新設ありたいと、総務課
 民生課及び産業課の事務分掌を、ふぶき、本案のよう改め



とうとするものふぶき等。次の第二、元々は、総務課の次に
 総務課と、税務課の次に住民課と承て、その事務の内定を
 次の通りにして、とうとするものふぶき等。税務課は、一、予算に
 関すること、二、財産の管理に關すること、三、契約に關すること、
 以上の三つを所掌されしとして、事務の徹底を期せんとするもの
 ぶぶき等。住民課は、一、戸籍、住民登録及び外国人登録に關する
 こと、二、総務課から移管となるものふぶき等。三、国民健
 康保険に關すること、四、国民年金に關すること、五、三は民
 生課から移管となるものふぶき等。四、印鑑登録に關すること
 と、これは、総務課からの移管で、ぶぶき等。五、主要食糧の
 配給に關すること、これは、産業課から移管となるものふぶき
 等。六、その他、住民の提出書類等の受付、及び名簿証
 明の交付に關すること、これは、具体的に申しますと、印鑑証明

死体の埋火葬許可、じん介収集の受け付け、母子平懐の交付、自
動車の運送許可、その他、教育委員会との関係で、就学児童
生徒の移動の受け付け、こうしたものが分掌決定といた次第で
ござります。住民課には総合住民台帳というものを備えつけ
ておいて、この台帳をすれば事務内定金に見してわかるようになる
わけがあります。その実施期日は三月一日を予定してしま
わたり、ござります。総務委員会の方々は、どう決まら
い、くだり、あつた、ござります。どうして、ご審議を、くだり、あつ
た、ご可決、あつた、こととお願ひ申し上げ、次第でござります。

一議長（石川信義君）

（いより質疑をいたします。）

（質疑なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）

（いより質疑をいたします。）

おはりの、い、あつた、

議案第十号は、原案通り決する、あつた、

議あり、あつた、

（質疑なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）

（いより質疑をいたします。）

は、原案通り可決、あつた、

一議長（石川信義君）

（いより質疑をいたします。）

正す、あつた、い、あつた、議案第十号、あつた、

局長として、議案の、あつた、あつた、

（所用議事事務局長補佐）

一議長（石川信義君）

（いより質疑をいたします。）

と、あつた、

一十九番（田村祐一君）

（いより質疑をいたします。）

（いより質疑をいたします。）

